

## 高島市マキノ小学校開校準備協議会 第8回会議次第

日時 令和8年2月26日(木)

午後7時00分から

場所 マキノ土に学ぶ里研修センター  
2階集会室

### 1 開 会

### 2 準備協議会長 あいさつ

### 3 協議事項等

(1) 第7回会議の振返りについて 資料1

(2) 各部会の進捗状況について 資料2

(3) 新小学校の校歌・校章について 資料3

(4) 委員の交代による引継について

### 4 その他

・第9回会議の日程について 未定(5月中旬以降)

※部会については、随時、部会長が招集して会議を開催するものとする。

### 5 閉 会



## 第7回高島市マキノ小学校開校準備協議会 会議録（要旨）

- 1 開催日時 令和7年8月21日（木）  
開会 午後7時30分 閉会 午後9時00分
- 2 開催場所 マキノ土に学ぶ里研修センター 2階集会室
- 3 会議次第
  - 1.開会
  - 2.準備協議会長あいさつ
  - 3.今城市長あいさつ
  - 4.協議事項等
    - (1)第6回会議の振返りについて
    - (2)マキノ小学校の新校舎の使用開始時期の遅れについで
  - 5.川島教育長あいさつ
  - 6.閉会
- 4 出席委員 21名（欠席者2名）
- 5 事務局出席者  
今城市長、川島教育長、饗庭教育総務部長、川原林教育指導部長、保木教育指導部次長、前田教育総務課長、保木学校教育課長、上原学事施設課長、古川学校教育課主監、古谷学事施設課参事、林教育総務課参事
- 6 会議を傍聴した者 6名
- 7 次第の経過 次のとおり

## 次第の経過

### 1.開会

### 2.会長あいさつ

### 3.今城市長あいさつ

### 4.協議事項等

#### (1)第6回会議の振返りについて

##### 【説明】 林教育総務課参事

資料1（1～6ページ）により説明。会議開催日翌日の8月22日にマキノ地域に準備協議会だより第5号が全戸配布されることを報告した。

#### (2)マキノ小学校の新校舎の使用開始時期の遅れについて

##### 【説明】 川島教育長、上原学事施設課長

資料2（7～9ページ）、別冊資料により説明。はじめに、川島教育長から新校舎の使用開始時期が令和10年4月には間に合わない見込みであることに対し謝罪した。また、令和10年4月に3小学校を統合することに変更はないが、新校舎が出来るまでの期間、現在の3小学校の内1校舎を仮校舎として使用する対応策を検討することについて報告した。

次に、上原学事施設課長から工期の見通し、新校舎完成までの対応策、予算措置、今後の進め方について説明した。

工期については、新校舎の構造を全て鉄筋コンクリート造とした場合は令和10年9月使用開始予定となり、躯体を鉄筋コンクリート造、屋根を木造とした混構造の場合は令和11年1月使用開始となる見込みである。

新校舎完成までの対応策としては、マキノ西小かマキノ南小のどちらかを仮校舎として活用する予定であり、必要な安全点検等を行う予定である。

予算措置については、令和7年度当初予算で基本設計実施設計に要する費用を見込んでいたが、令和7年度中に完成する見込みが立たないため、令和7年度と令和8年度の2箇年にわたる予算執行の措置を、9月に開催される高島市議会定例会に提案する予定である。

今後の進め方については、本協議会終了後、現在こども園に通う年少から年長の園児の保護者、小学校に通う1年生から3年生までの児童の保護者を対象に8/31（日）、9/3（水）の2日間説明会を開催し、校舎使用開始の遅れに対する謝罪と今後のスケジュールについて説明を行う予定である。

##### 【質疑等】

問. 校舎に木をふんだんに使うことによるメリットはなにか。補助金が受けられるということだけか。

答. 子どもたちが木のぬくもりを感じて豊かな心を育む教育が受けられるということを第一に考えている。

問. 配布されたスケジュールでは「基本設計策定」が令和7年8月からとなっているが、

元々8月に策定する計画であったのか。

答. 当初の予定では令和7年4月ないし5月早々に策定する計画であったが、可能な限り木材を使用した校舎づくりを進める事についての内部検討、校舎の建築について一旦立ち止まるべきではないかという請願書が市議会に提出されるなど、十分な検討が必要となることが重なったことからスケジュールに遅れが生じた。

問. 木造校舎ならではのメンテナンスは必要か。

答. 現在把握しているのは、完成してから2年間ほど木材を繋ぎ合わせているボルトの増し締めを実施しなければならないと思っている。これ以外にも対応すべき措置が必要だと判明した場合は実施させていただく。

問. 50年ぐらい新校舎を使用すると思うが、鉄筋コンクリート造と木造とでランニングコストはどのくらい違ってくるのか。

答. ランニングコストに大きな差はないと考えている。

問. 現校舎から仮校舎への引っ越し、仮校舎から新校舎への引っ越しと2回引っ越しが必要との説明であったが、低学年や特別支援学級に在籍する子どもたちにとってはかなりの負担・ストレス・不安材料になる。統合の時期をずらすといった考えはないか。

答. 一刻も早く統合して欲しいという声があるため、最速での統合を計画しているが、後に開催する保護者説明会での意見によっては当然考慮しなければならないと考えている。

問. 仮校舎として現存する校舎を使用するのであれば、可能な限り早く統合してはどうか。

答. 教育課程や教員の人事、校歌等開校に向けての準備、スクールバス等様々なことを考えると令和10年4月の統合が最速と考えている。ただ、いち早くたくさんの子どもたちの中で学べる環境を作ってあげたいという思いもあるので、来年度から3小学校の交流する機会をこれまで以上に多く取れるよう教育委員会事務局としても支援していきたいと考えている。

## 【意見】

- ・これから先、大人の都合でスケジュールを遅らせることが無いように子どもファーストで考えていただきたい。
- ・新校舎完成まで一旦西小か南小に引っ越しをして、新校舎完成後もう一度引っ越しをするという説明であったが、子どもたちの立場に立つと環境の変化が大きく中々落ち着かない感じになるのではないかと心配する。
- ・鉄筋コンクリート造であれ木造であれ、勾配のついた屋根形状とすると雪の多い地域であるため非常にリスクとなる。他校で屋根から落ちた雪が吹き飛んで渡り廊下の雪囲いを突き破ったことがあった。通学時や休み時間に中学生、小学生が新校舎の周りを通ることもある。防災の面や避難経路の確保等安全の視点を持っていただくことが大事だと思う。

- ・木製の建具は非常に高価で綺麗なものであり、またボールが当たると外れたり壊れたりすることがある。そのため体育館ではバレーボールやフットサルといった球技を実施出来ず、日常生活も気を遣って過ごしている。内装木質化により、子どもたちの活動が制限されることは避けていただきたい。そういったことを前提に内装木質化を考えていただきたい。
- ・仮校舎をどこにするかについては、建築年数が古い新しいということだけではなく、使い勝手の良さや改修のしやすさ、利便性等も検討材料として取り入れていただきたい。

## 5.川島教育長あいさつ

## 6.閉会

## 各部会の取組みについて

## I 学校施設整備部会

## 【会議の開催状況】

未開催

## 【協議事項および内容】

なし

## 【協議結果】

なし

## 【会議予定】

令和8年3月開催予定

## 【その他】

令和7年11月26日 基本設計・実施設計業務契約締結  
(受注者：(株)徳岡設計)

## 2 教育課程部会

### 【会議の開催状況】

#### ○第1回会議

令和7年8月7日（木）午後7時～ 研修センター会議室

#### ○第2回会議

令和7年12月22日（月）午後7時～ マキノ東小学校会議室

### 【協議事項および内容】

新小学校の教育課程について

新小学校の学校教育目標について

小学校間の交流をさらに進める方法について

### 【協議結果】

- ・教育課程の立案のために新小学校の学校教育目標について話し合いを進めていく
- ・子どもがいつでも意識できるもの、生活の中で振り返ることができる学校教育目標がよい
- ・統合までの教育課程の中に盛り込むべきものとして、学校間の交流がある。特に学びにつながるものは意義深い
- ・学校間の交流は計画に組み入れていく。

### 【会議予定】

未定（令和8年3月以降）

### 【その他】

行事の精選について、学校運営協議会の力を借りて進めていく

### 3 通学・学校運営支援部会

#### 【会議の開催状況】

第3回会議

2月10日（火）午後3時30分～ マキノ西小学校会議室

#### 【協議事項および内容】

- ・新小学校の校歌・校章について

#### 【協議結果】

校歌・校章とも開校前に作成する。

作詞は条件付きで公募、編曲は専門家に依頼する。

校章デザイン案は条件付きで公募する。

それぞれの募集要領等詳細については次回会議で協議する。

#### 【会議予定】

未定（令和8年5月以降）

#### 【その他】

通学カバンについては、現在マキノ西小学校で使用しているようなランリュックを斡旋することとし、令和9年度入学生から使用してもらうように令和8年4月付で3校長の名前でこども園の保護者に発信する。



## 校歌・校章の作成について

## 【趣旨】

校歌・校章の作成について基本方針（制作の可否）と方向性（作成時期、作成方法）を協議する。

## 1. 基本方針

## (1) 作成根拠

- ・校歌・校章の作成は、学校の設置要件ではなく、根拠法令もない。
- ・児童生徒や保護者等の帰属意識や連帯感を高めるなど、学校を象徴するものとしてほとんどの学校で作成されている。

校歌： その学校を象徴するものとして、独自に制定された歌

自校の教育方針、校風、地域環境などを歌詞に織り込み、その学校の一員であるという自覚を高めるなどの目的で、入学式や卒業式など式典の際に歌われる。

校章： 学校がシンボルとして定めた動植物やモノ、校名の文字などを図案化したもの。その学校への所属を表したり、他校と識別したりするための意匠として、正門や校舎に取り付けられるほか、学校旗、校章旗、徽章、生徒手帳、学校発行の賞状、卒業証書などに用いられる。校章と別にシンボルマークを制作する場合もある。商標登録する学校は少ないが、著作権は学校（教育委員会）が取得することが多い。

## (2) 作成の主体

- ・作成の主体についての基準等はないが、第一義的には学校運営業務を担う学校（学校長）が最終的な決定者であることが考えられる。
- ・開校前に作成する場合は、決定権を持つ学校（学校長）がないため、教育委員会が最終的な決定者となる。（要確認）
- ・開校後に学校が主体となり、児童生徒や保護者、地域と協働して作成・決定する事例もある。

## (3) 作成の意義・効果

- ・校歌や校章に学校教育目標や地域の自然・文化を込められ、日常で繰り返し触れられるため理念の定着に繋がる
- ・校歌を歌い校章を身につけることで「学校の一員だ」という感覚が育つ。入学後や転入後は仲間入りの象徴になりやすく、学年を超えた一体感も生まれる。
- ・入学式や卒業式など節目の行事での式の骨格になる。
- ・地域の風景、産業、歴史、願いを取り入れることにより、地域にとっても「自分たちの学校」という感覚が強まる。卒業後も母校の記憶を呼び起こすよりどころになり、同窓会や周年行事でも効果を発揮する。

※参考 マキノ地域の既存校の校歌・校章は、別紙2のとおり

## 部会委員からの意見

○校歌・校章の作成の可否について

- ・学校の運営としたら、旗があつたり授業や学期ごとの節目とかの際には校歌と校章があつた方がやりやすいのではないか。
- ・先生方が卒業式や入学式に校歌斉唱の項目がなかったらどうなるのだろうと考えていた。
- ・自治体の歌などは流行らない時代になってきてはいると思うが学校とは違う。
- ・中学校は校歌がある。小学校はなしで中学校はありで行くのか。ちょっと考えられない。

## 部会での決定事項

校歌・校章ともに作成する

## 2. 校歌について

### (1) 作成時期

- ・開校前もしくは開校後に作成することが考えられる。

開校前	<ul style="list-style-type: none"><li>・開校式や、開校後すぐの入学式で校歌斉唱をすることができる</li><li>・制作にかかる予算やスケジュールなどの制約を受ける可能性がある</li></ul>
開校後	<ul style="list-style-type: none"><li>・開校後の学校を見て具体的なイメージを持って、新設校の体制の中で作成することができる</li><li>・学校運営の一貫で作成することになるため、作成方法やスケジュールなど様々な制約等が生じにくい、費用確保の必要がある</li></ul>

### (2) 作成方法

#### ① 作成方法の事例

- ・公募 ⇒
  - ・歌詞と曲が一体となったものを一般募集する。
  - ・歌詞に盛り込みたい言葉（単語・フレーズ）を地域や学校で募集し、条件付きで一般公募する。
  - ・歌詞と曲を分けて募集し、音楽教諭が編曲する。又は編曲のみ外部委託する。
  - ・歌詞を一般公募し、作曲は専門家（大学教授や音楽教諭等）に依頼する。

【参考】公募の場合の謝金等の相場⇒ 1万円～5万円程度

- ・委託 ⇒
  - ・プロの作曲家や専門家（大学教授や音楽教諭等）に作詞・作曲を委託する。
  - ・校歌制作業務委託（公募型プロポーザル方式）
  - ・歌詞に取り入れたい言葉（単語・フレーズ）を地域や学校で募集し、作詞・作曲の委託に際し、作詞の参考にしてもらう。

【参考】・委託の場合の委託料等の相場⇒ 大学教授等は30万円程度

（著名人は、数百万円程度で幅広い）

- ・校歌制作には約3か月の期間を要する。

- ・その他 ⇒
  - ・統合する学校の校歌を活用し、学校名のみを変更する。
  - ・児童生徒の意見を参考にしながら、音楽教諭が作詞・作曲する。

② 作成方法における、メリット・デメリット

区分	メリット	デメリット
公募	<ul style="list-style-type: none"> <li>・（応募条件次第で）幅広い作品を期待することができる。</li> <li>・募集することが、新設校の周知の機会となる。</li> <li>・応募者は、開校準備に関わったという認識をもつことができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・作詞作曲は比較的専門性が高く、誰でも気軽に応募できるものではない。また、清書や編曲の調整作業が必要となる場合がある。</li> <li>・審査や選定に際して、専門性と知見が求められる。</li> <li>・賞金や報償費で、応募数や応募作品のレベルが左右される可能性がある。</li> <li>・（応募条件次第で）地元の意向を反映しないものになる可能性がある。</li> <li>・募集や選定に時間を要する。</li> <li>・歌詞と曲が他者の著作権や商標権を侵害する可能性がないかを調査する必要がある。</li> </ul>
委託	<ul style="list-style-type: none"> <li>・募集期間が不要なため、比較的短期間での完成が見込まれる。</li> <li>・清書や編曲の調整作業が必要ない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・（業務委託仕様次第で）地元の意向を反映しないものになる可能性がある。</li> <li>・幅広い作品の中から選択することが出来ない。</li> <li>・校歌の製作者が著名な作曲家などの場合、JASRAC 管理となる可能性あり。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・募集期間が不要なため、比較的短期間での完成が見込まれる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■既存のもの活用の場合</li> <li>・各校の個性や伝統がある校歌・校章を複数組み合わせることは困難である。</li> <li>・当初の製作者やその遺族の承諾を得る必要が生じる場合がある。</li> <li>■音楽教諭による作成の場合</li> <li>・本来業務ではなく、あくまでも協力の範囲内であるため配慮が必要となる。</li> </ul>

【参考】

JASRAC（日本音楽著作権協会）

著名な音楽家やアーティストの場合、JASRAC の会員・信託者の可能性がある。委託が有償・無償にかかわらず、JASRAC の会員・信託者が作詞、作曲をした作品はすべて JASRAC 管理となるため、印刷物に掲載し配布する際（例：卒業式の式次第に歌詞を掲載する場合など）に、使用料支払いが発生する。

「依頼主の学校が使用する場合には、使用料は請求しないでほしい」という例外規定を設けたり、学校に権利を譲渡したりすることで、使用料支払いを回避することも可能。

③ 具体的な作成方法

委託範囲の検討

- ・ 作詞、作曲、編曲
- ・ 音源制作
- ・ 譜面（主旋律・ピアノ演奏・編曲）
- ・ レコーディング、CD等制作 など

公募の場合	委託・その他の場合
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公募方法の検討</li> <li>・ 公募条件（募集範囲、募集内容等）の検討</li> <li>・ 選考基準、選定方法の検討</li> <li>・ 審査員の検討</li> <li>・ 採用者への謝礼等の検討</li> <li>・ 清書や編曲が必要な場合への対応の検討</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 依頼条件（仕様）の検討</li> <li>・ 依頼者候補の選定</li> <li>・ 謝金、委託料の検討</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>

④ 校歌完成後

- ・ 完成した校歌を体育館に額縁にして掲示する際には別途費用や期間を要する。  
（約50万円、4か月程度）  
⇒新校舎建設費用に含む。

3. 協議事項（校歌）について

○作成時期      ・開校前      ・開校後

○作詞      ・音楽家（外部委託）      ・教職員      ・公募（全て or フレーズのみ）

○作曲      ・音楽家（外部委託）      ・教職員

## 部会委員からの意見

### ○校歌の作成時期について

- ・開校式や入学式で新しい校歌を歌うとなると、令和10年3月完成では遅い。3つの小学校にいる時から練習が必要になってくる。卒業式は通学している学校の校歌を歌うし、両方の校歌を並行しながら、ということ想定しておかなければならない。それによって混乱するという事は無いと思う。
- ・開校前に完成している方が段取りがいいのではないか。後から作る方がややこしい。
- ・在校生も統合に向けて練習をすることで、統合に向けての気持ちを高めていくことができるのではないか。
- ・子どもたちは終わるという実感と始まるという実感が持てるのではないか。

### ○作詞について

- ・他校から転用しているかを調べるのは大変な作業だと思う。少なくとも作曲は委託が良いと思う。音楽の先生は校歌のために時間を割くとは思えない。
- ・安易に先生に頼むのは良くない。
- ・関係者に対して、何かどこかで関わってもらった方が良い。作曲の方は専門家に頼んだと言っても大半の人からは理解を得られると思う。
- ・歌詞は、全体で意見を貰うのか、一部だけで貰うのかその辺りの差もある。1番、2番、3番分けて応募してもらっても混乱するだけ。
- ・対象を市民に限定してしまうと門戸が狭いように思う。全日本合唱連盟などで毎年作詞を募集すると音楽大学の学生などかなり応募がある。何もこだわらなければ応募数は見込めると思う。
- ・応募者によっては、マキノの事を色々調べて応募される人もいるかも知れない。
- ・募集範囲は、高島市民+マキノにゆかりのある人が良いのではないか。

### ○作曲について

- ・公募は難しいのではないか。

## 部会での決定事項

作成時期は、開校前とする。

作詞は、公募にて募集する。

作曲は、専門家に外部委託する。

#### 4. 校章について

##### (1) 作成時期

- ・開校前もしくは開校後に作成することが考えられる。

開校前	<ul style="list-style-type: none"><li>・開校式や入学式の式次第、看板等に使用できる。また、制服や体操服等にプリントする場合は、開校時期に用意することが可能である。</li><li>・施設整備の一環で、学校施設内（校門など）に校章を配置することができる。</li><li>・制作にかかる予算やスケジュールなどの制約を受ける可能性がある。</li></ul>
開校後	<ul style="list-style-type: none"><li>・開校後の学校を見て具体的なイメージを持って、新設校の体制の中で作成することができる。</li><li>・学校運営の一貫で作成することになるため、作成方法やスケジュールなど様々な制約等が生じにくい、費用確保の必要がある。</li></ul>

##### (2) 作成方法

###### ① 作成方法の事例

- ・公募 ⇒
  - ・児童や地域の方々から新しい学校への想いを表現した校章デザインを一般募集する
  - ・校章のデザイン案となる言葉（単語・フレーズ）を地域や学校で募集し、条件付きで一般公募する（提携校、美術学校生、デザイナー等）
  - ・美術教諭に依頼する

【参考】公募の場合の謝金等の相場⇒ 1万円～5万円程度

応募されたデザイン案を目的や条件に合わせて、より適切で分かりやすい、魅力的な内容へと修正・改善する作業（リライト）

⇒15万円前後（高島市市章）

- ・委託 ⇒
  - ・プロのデザイナーに委託する
  - ・校章制作業務委託（公募型プロポーザル方式）
  - ・校章のデザイン案となる言葉（単語・フレーズ）を地域や学校で募集し、委託に際し、デザインの参考にしてもらう。

【参考】委託の場合の委託料等の相場⇒ 業者委託は20万円前後となる見込み

② 作成方法における、メリット・デメリット

区分	メリット	デメリット
公募	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(応募条件次第で) 幅広い作品を期待することができる。</li> <li>・募集することが、新設校の周知の機会となる。</li> <li>・応募者は、開校準備に関わったという認識をもつことができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・賞金や報償費で、応募数や応募作品のレベルが左右される可能性がある。</li> <li>・(応募条件次第で) 地元の意向を反映しないものになる可能性がある。</li> <li>・募集や選定に時間を要する。</li> <li>・著作権や商標権を侵害する可能性がないかを、調査する必要がある。</li> </ul>
委託	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実用に耐える品質を確保しやすい。</li> <li>・スケジュール管理がしやすい。</li> <li>・権利関係が契約等で明確化できる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(業務委託仕様次第で) 地元の意向を反映しないものになる可能性がある。</li> <li>・幅広い作品の中から選択することが出来ない。</li> <li>・費用がかかる。</li> </ul>

③ 具体的な作成方法

委託範囲の検討

- ・カラー（複数色、単色）
- ・ファイル形式（JPEG、PDF、イラストレーター） など

公募の場合	委託の場合
<ul style="list-style-type: none"> <li>・公募方法の検討</li> <li>・公募条件（募集範囲、募集内容等）の検討</li> <li>・選考基準、選定方法の検討</li> <li>・審査員の検討</li> <li>・採用者への謝礼等の検討 など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・依頼条件（仕様）の検討</li> <li>・依頼者候補の選定</li> <li>・謝金・委託料の検討</li> <li>など</li> </ul>

④ 校章完成後

- ・完成した校章を元に学校旗、校章旗を製作する際には別途費用・期間を要する  
（学校旗…100万円～200万円、6か月程度、校章旗…約5万円、1か月程度）

5. 協議事項（校章）について

- 作成時期 ・開校前 ・開校後
- デザイン案 ・専門家（外部委託） ・条件付き公募（+リライト） ・公募

## 部会委員からの意見

### ○校章のデザイン案について

- ・校章そのものは開校時期にはあったほうが良い。資料にもあるが、新しい学校が出来るということを知ってもらうだけでも大事だと思う。
- ・公募してリライト※すればそれなりの物が出来ると思う。
- ・リライト業務をするのであれば、十分満足できない作品であっても、専門家の手を入れてきちんとデザイン化することが出来る。
- ・校歌よりは校章デザインの方が応募は多いように思う。一般向けな気がする。関係のない人でも作りやすい。

※リライト・・・(応募されたデザイン案を目的や条件に合わせて、より適切で分かりやすい、魅力的な内容へと修正・改善する作業)

## 部会での決定事項

作成時期は、開校前とする。

デザイン案は、条件付き公募で募集し、作品によってはリライトを行う。

## 6. 今後の予定について

令和8年2月下旬 準備協議会で校歌・校章の作成時期・方法について報告・承認  
令和8年4月以降 (公募の場合) 児童・保護者・地域へ案を募る

令和8年4月 日

マキノ東こども園 保護者 様  
マキノ西こども園 保護者 様

マキノ東小学校長 ○○ ○○  
マキノ西小学校長 ○○ ○○  
マキノ南小学校長 ○○ ○○

### 通学用かばんについて(ランリック推奨のご案内)

陽春の候、保護者の皆様におかれましては益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。

日頃より教育活動にご理解・ご協力を賜り、心から御礼申し上げます。

さて、現在、マキノ東小学校、マキノ南小学校で使用しているランドセルを、令和10年度小学校統合されることをきっかけに令和9年度入学生より入学説明会で斡旋することと致しました。軽量であるため子どもの負担が少ないこと、校外学習にもリュックサックとして使用できること、そして、何より低価格であるため保護者の負担軽減にもなることも考えました。

マキノ西小学校入学予定保護者様につきましては、従来通り、ランリックをご購入されますようお願い致します。

ご不明な点がございましたら各校までお問い合わせください。



品 名 ランリック  
サ イ ズ 特大  
参考価格 15,880(カバー付)

マキノ東小学校 TEL 28-0018  
マキノ西小学校 TEL 27-0030  
マキノ南小学校 TEL 27-0013